

ハローワークからのお知らせ

- 宮城県特定（産業別）最低賃金が平成28年12月15日から改定
- 「高齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件を変更します（平成29年1月1日から）



労働市場の動き(11月内容)

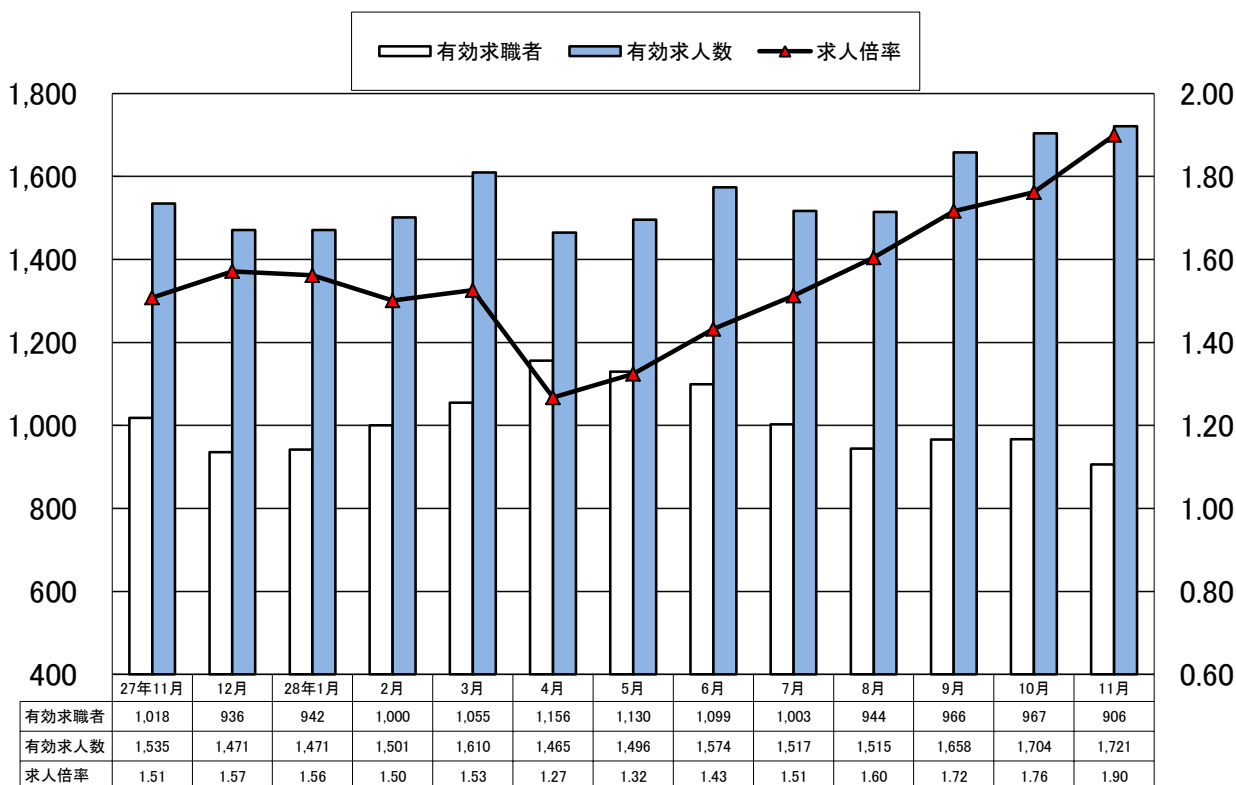
ハローワーク築館管内の求人・求職の動向



■ 11月の有効求人倍率は、1.90倍

有効求職者数は、906人、有効求人数は、1,721人

- ・新規求人数は、前月に比べ1.7%減少し、対前年同月比では9.4%増加しました。
- ・主な産業別でみると対前年同月比では、建設業、製造業、卸売・小売業で増加し、サービス業は同数、運輸業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉で減少しました。
- ・新規求職者数は、前月に比べ17.4%減少し、対前年同月比でも17.1%減少しました。
- ・有効求人倍率は、1.90倍で前月に比べ0.14ポイント増加し、対前年同月でも0.39ポイント増加しました。



宮城県最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	748円	28.10.5

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用なりません。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	827円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	27.12.13
	847円		28.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	783円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	27.12.18
	798円		28.12.15
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	795円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	27.12.15
	815円		28.12.15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。

平成29年 1月 1日から

「高年齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件を変更します

特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）は、以下のように支給要件の一部を変更します。ご利用をお考えの方は、ご注意ください。

支給要件の変更 平成29年 1月 1日以降に雇い入れる場合

平成29年 1月 1日以降、65歳以上の方について、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となることに伴い、本奨励金の対象労働者・事業主の要件が変わります。

	現 行	平成29年 1月 1日の雇入れから
対象労働者の要件	(①~④の全てに該当する人)	(①②の両方に該当する人)
	① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の人	① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の人
	② <u>紹介日および雇入れ日</u> に以下のいずれにも該当しない人 (イ) 雇用保険の被保険者 (ロ) (イ)以外の方であって、雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある人	② 紹介日 に雇用保険の被保険者でない人（一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者など、失業等の状態にない場合は除く）
	③ <u>雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日の翌日から3年以内に雇い入れられた人</u>	(削除)
④ <u>雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あった人</u>	(削除)	
事業主の要件	現 行	平成29年 1月 1日の雇入れから
	ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者（ <u>一週間の所定労働時間が20時間以上</u> ）として雇い入れる事業主	ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者（ 雇用保険の高年齢被保険者 ）として雇い入れる事業主

- ▶ 本奨励金の受給に当たっては、このほか各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



雇用の動き(11月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	209	▲ 17.4	▲ 17.1
	うち45歳以上	96	▲ 10.3	▲ 4.0
	有効求職者数	906	▲ 6.3	▲ 11.0
	うち45歳以上	451	▲ 9.4	▲ 6.2
求人関係	新規求人数	568	▲ 1.7	9.4
	うち常用	522	2.2	14.7
	有効求人数	1,721	1.0	12.1
	うち常用	1,564	2.3	19.9
紹介関係	紹介件数	265	▲ 9.2	▲ 17.7
	うち常用	246	▲ 6.8	▲ 11.8
就職関係	就職件数	102	▲ 15.7	▲ 25.0
	うち常用	90	▲ 10.0	▲ 16.7

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	230	6.5	▲ 10.2
	資格喪失者数	148	▲ 35.9	▲ 8.6
	月末現在被保険者数	16,757	0.5	1.6

